

2012.5.11

「原子力災害対策」情報 No.5

特集：私・たちの 「パブリックコメント」その2

略称 〈越境〉 ネット・富山

代表 増野謙二

〒936-0856

富山市牛島新町6-1-905

Tel. 076-441-7843

Fax. 076-444-6093

未だ「原子力規制庁」はスタートせず、「原災法」の改定も済んでいない。——中央政府の混乱ぶりに合わせ、県も足踏みしているように見えるが、いざ動き出せば、斟酌なしに一気呵成に進めるのが、行政のやり方。こちらはそれに惑わされることなく、私・たちの「パブリックコメント」をタイムリーに県にぶつけていきたい。

本号では、第1弾に続いて、第2弾「『地域防災計画』設計の枠組みを問う」を掲載する。第1弾をめぐる県とのやりとりについては、「IN/OUT」をみてほしい。

コンセプト

フォーカス：私・たちの「パブリックコメント」その2 「地域防災計画」設計の枠組みを問う」

2012年5月7日

富山県知事 石井隆一様

〈越境〉 ネット・富山

代表 増野 謙二

あらためて言うまでもなく、一方で中央政府をめぐる政治の混迷というより不在によって、「3・11」以後の原子力規制／原子力災害対策上の不可避の修正／改定が進まないまま、他方では、「原発再稼働」に向けての攻防が、とりわけ中央政府と隣接／近隣自治体との間で、繰り広げられています。

私・たちの生きるこの富山の地域でも、この地域をエリアの一部とする原子力事業者は、一刻も早い「再稼働」への衝動を、抑えかねているようです。

私・たちは、こうした状況の中で進められている貴県の「地域防災計画」の策定作業の進行に、重大な関心を抱いています。

今回は、貴県が、「地域防災計画（原子力災害対策編）」をどのような枠組みで設計しようとしているのかを、お尋ねします。

1 貴県は、原子力規制／原子力災害対策における自治体の役割について、どのように認識して／考えていますか？

- 1—a 貴県は、自らを「志賀原発」の「隣接」自治体として認識しているようですが、原発にかかわる自治体のカテゴリーを、どのように考えていますか。
- 1—b 「隣接」自治体として、これまで原発をめぐって、どのようなスタンスをとってきたと、認識していますか。
- 1—c 県内諸地域の「志賀原発」との「隣接」性についての濃淡を、どのように認識していますか。
- 1—d 「隣接」自治体の原子力規制上の「責務」を、どのように認識していますか。また、その「責務」を果たす上で、自治体としてどのような「行政手段」によって、その役割を担うべきであると、認識していますか。
- 1—e 「3・11」以後「脱原発依存」という方向性が、避けがたい趨勢となっていますが、（エネルギー政策上の問題としてではなく）原子力規制及び原子力災害対策において、どのようにそのことをいかすことが必要であると、考えていますか。
- 1—f 「隣接自治体」として、「地域防災計画」の「隣接」性をどのようにいかすべきだと、考えていますか。

2 貴県は、「3・11」の「教訓」にたった「計画」設計の枠組みを、どのように認識して／考えていますか？^{コンセプト}

- 2—a 「計画」策定・点検への住民参加のあり方について、どのように考えていますか。
- 2—b 「災害・事故」想定について、どのように認識していますか。
- 2—c 災害の複合性についての「地域防災計画」上の（各対策間の）スリアワセについて、どのように認識していますか。
- 2—d 「計画」のカバーすべき時間の幅を、どのように考えていますか。
- 2—e 「計画」策定における近隣自治体／県内基礎自治体との協議／調整の必要性について、どのように認識していますか。
- 2—f 「計画」実行組織のプラットホーム化の可能性について、どのように考えていますか。
- 2—g 「計画」実施における「政治的判断」の不可避性のポイントを、「計画」策定において、どのように考慮すべきであると、考えていますか。



浮かび上がった今後の注目ポイント —私・たちの「パブリックコミットメント」第1弾に富山県が回答

去る4月13日、私・たちが3月21日に提出した「県知事への質問書」に対し、県の担当者が、回答した。県は例によって慎重な回答に終始したが、それでも、再質問を重ねることで、多少なりとも見えてきたことがあるので、ここに紹介したい。

- 1、 まず、「地域防災計画」の見直しのポイントになるのは、「EAL」（＝緊急時対応レベル）・「OIL」（＝運用上の介入レベル）という、中央政府の指示を待たずに現地で判断して避難を開始するシステムの導入であり、それをどのように「地域防災計画」に位置付けていくのかということである、という認識を、県も、もっていることが確認できた。
- 2、 その上で、「志賀原発の『原子力事業者防災業務計画』の改定に際し、富山県として北電と『協議』する意志があるのか」と問うと、「『原災法』が改定されれば、これまで立地市町村及び立地県が『協議』していたが、これからは「UPZ」（30キロ圏）にかかる市町村がある隣接県も『協議』する対象となる見通しであり、そうなると富山県も北電と『協議』することになる」とのことであった。ということは、県と氷見市はこれから結ぶ「安全協定」と、「原子力事業者防災業務計画」をめぐる「協議」への参加という、二本の筋で、「規制」することができる。
- 3、 さらに、「EAL」は中央政府の原案を基に原子力事業者が設定することになっているのが大問題なのであるが、改定される「原子力事業者防災業務計画」に「EAL」が位置づくことで、県は改定の「協議」の席上で、その数値の甘さや連絡の仕方のいい加減さについて質し、注文を付けることができるのである。私・たちは、発言権を持つことになる県に「パブリックコミットメント」として、どんどん注文を付けていくべきなのだと、意を強くした。
- 4、 最後に、「EAL」は「EPZ」（＝5キロ圏）のため、「OIL」は「UPZ」（＝30キロ圏）のため、という分け方はナンセンスであり、氷見のような「UPZ」圏であっても、あるいは100キロ圏内にある富山県全域であっても、原子力発電所で起こっている異常については、常時把握しておく必要があるわけだから、「EAL」のチェックポイントが現在どの状況にあるのかを、オンラインで生中継させるべきではないかと問うと、県も、そのことについては関心をもって取り組んでいくとのことであった。

県とのやりとりの中で、私・たち自身も、「地域防災計画」と「EAL」・「OIL」、「原子力事業者防災業務計画」、「安全協定」等の関係が、整理され、今後、県に注文をつけていくべきポイントが、浮かび上がってきたように思う。



新聞切り抜き帖 富山・石川県内自治体／議会情報

命のネットワークが、3市1町に要請

—今求められるフットワークの軽さ—

4月26日、「命のネットワーク 能登・呉西・呉東」が、氷見市・七尾市・羽咋市・中能登町の3市1町に対して、協同で「安全協定」に関する要請を行った。両県の住民同士が県境を越え合って、要請行動を行ったことは、これまでの志賀(能登)原発をめぐる歴史の上でも画期的なことだ。ただ、このことが可能であったのは、石川県の2市1町と北電との「安全協定」協議が始まられてから7ヶ月あまり、その協議が停滞していたことが幸いしてのことである。

私たち〈越境〉ネット・富山は、住民同士が軽々と〈越境〉して、フットワークよく共同行動することの重要性を一貫して訴えてきた。

一方で、この間、原発再稼働問題をめぐって、滋賀県や京都府、大阪市などの自治体が、立地自治体・中央政府に対して鋭い批判・提言を行っている。このような自治体のあり方は、ますます重要な意味を持ってきている。

このような自治体の動きを上まわる住民同士の積極的なフットワークが必要である。

(石川県志賀町)の周辺自治体の住民でつくるグループ「命のネットワーク」は二十六日、氷見市が北電との間で締結を目指している安全協定に、原発再稼働の「同意権」を盛り込むよう求める要請書を市に提出した。

北陸電力志賀原発 氷見市は県とともに、全を確保するもの。北電との協議を住民が傍聴できるようにしてほしい」とも申し入れた。

メンバーはこの日、メンバーや市役所を訪れた。要請書は池田土寿男・危機管理監が受け取った。この際、グループ側は「協定は住民の同意権」を盛り込むよう求めた。この際、市町は、原発から三十キロ内の「緊急防護措

市民団体が氷見市に要請

■区域(COP2)に入っており、要請書では各市町で連携して締結を目指す」とも求めた。

要請書

1.

これまで全国各地で積み重ねられてきた「安全協定」の実績を踏まえて、貴市が

北陸電力と協議している「安全協定」について、原発再稼働についての拒否権(同意権)を、当然そのようにお考えでしょうが、石川県・志賀町と同等の内容で盛り込むようにしてください。

2.

氷見市、七尾市、羽咋市、中能登町とが同一歩調をとり、可能な限り共同して「安全協定」の締結に取り組んでください。

3.

この「安全協定」の締結という共通の取り組みをきっかけとして、それぞれの自治体の「地域防災計画(原子力災害対策編)」において、共同化することが可能な部分——「避難計画」や自治体職員の研修など——については、積極的な共同化を図ってください。また、その際、それぞれの自治体の住民の自主的な「放射能測定」の試みなどをその中に組み込んでいくようしてください。

4.

現在進行中の「安全協定」をめぐる「協定」について、それぞれの自治体住民だけでなく、それぞれの県内住民にその都度その情報を積極的に提供し、開示してください。